

原発事故避難者の居住の安定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年6月25日

提出者

22番 山本ひとみ

4番 深田貴美子

11番 しばみのる

12番 内山さとこ

15番 蔵野恵美子

武蔵野市議会議長 深沢達也 殿

原発事故避難者の居住の安定を求める意見書

福島第一原発の事故によって約 115,000 人の住民が住み慣れた故郷を離れ、今なお避難先での不自由な生活が続いています。東京都へも、福島県から約 6,000 人が避難しています。

避難した住民の多くは、災害救助法に基づき、公営住宅などの応急仮設住宅に住んでいます。1年ごとの無償提供期間延長を繰り返しており、子どもの就学・進学を初め長期的な生活設計が立てられない状態が続いてきました。

去る6月15日には、政府からの避難指示を受けずに避難した「区域外避難者」（いわゆる「自主避難者」）について、福島県が避難先の住宅の無償提供を平成28年度（平成29年3月末）で終了する方針を決定しました。

住宅支援の打ち切りは、自主避難者の実情と要望に反するものであり、多数の避難者が困惑しています。

自主避難者は、家族とりわけ子どもたちの被曝を少しでも減らしたいと願い、やむなく故郷を離れました。しかし、夫婦が別居する二重生活の世帯・母子だけの世帯も多く、十分な賠償金も受け取れておらず、経済的に厳しい状況が続いています。また、事故後4年以上がたち、避難先で、子どもたちは学校に入学し新しい友人をつくり、保護者も仕事を得たりコミュニティの一員として暮らしている場合も多くあり、福島へ帰郷することができない避難者も多数です。

住宅の無償提供が打ち切られれば、福島への帰還を迫られるか、避難先での生活がさらに困窮することになります。

よって、武蔵野市議会は、政府に対し、福島への帰還ができない原発事故避難者が安心して暮らせるよう居住の安定の確保のために、万全の措置をとることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

武蔵野市議会議員 深 沢 達 也

内閣総理大臣	} あて
国土交通大臣	
復興大臣	
内閣府特命担当大臣（防災）	